

平成 26 年 12 月 1 日

株主各位

東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号
株式会社 伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

第 50 期中間配当金のお支払いに関するお知らせ

平成 26 年 12 月 1 日開催の当社取締役会におきまして、第 50 期（平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日まで）中間配当金の支払いにつき、下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

当社定款の規定に基づき、平成 26 年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 普通株式中間配当金 | 1 株につき 20 円 00 銭 |
| 2. 優先株式中間配当金 | 1 株につき 25 円 00 銭 |
| 3. 中間配当の効力発生日
(支払開始日) | 平成 27 年 1 月 15 日（木曜日） |

以上

第 50 期中間配当金関係書類は、お届出のご住所宛に、来る 1 月 14 日にご送付いたします。